

# 鹿児島市事業継続支援金

国の持続化給付金の対象とならない  
売上が20%以上50%未満減少している  
全ての業種の中小企業者等を支援します

申請期限  
令和2年 11月30日(月)  
※消印有効

## 対象者 ・ 申請要件

以下の1~7の全てに該当していること

- 1 中小企業者等であること（中小企業者等の要件は「申請要領」をご確認ください。）
- 2 2020年3月31日以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思があること
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少していること
- 4 2020年3月から8月までの全ての月の売上が、前年同月(注1)と比較して50%未満減少していること(注2)
- 5 次の(1)または(2)の要件を満たしていること

(1)	第1期(3~5月)での申請	2020年3月から5月のうち、いずれか1か月の売上が、前年同月と比較して20%以上50%未満減少していること
(2)	第2期(6~8月)での申請	2020年6月から8月のうち、いずれか1か月の売上が、前年同月と比較して20%以上50%未満減少していること

- 6 国の持続化給付金の給付を受けていないこと（申請中を含む）
- 7 申請者等は暴力団等に関与していないこと

(注1) 売上実績額の単純な前年比較が困難である場合は特例があります。市ホームページに掲載の「申請要領」をご確認ください。

(注2) 売上が50%以上減少している場合は、国の持続化給付金がございます。市の制度活用後、国の要件を満たした場合は、国の持続化給付金を申請することができます。

申請要件を満たせば、**1**と**2**の両方の申請ができます

※ただし、すでに **1** で申請し受給した方は **2** のみ申請できます。

## 給付額

### 1 第1期(3~5月)の売上減少での申請

2020年3月から5月のうち、売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額 × 3か月

※ 上限 30万円（給付は1回限り）

### 2 第2期(6~8月)の売上減少での申請

2020年6月から8月のうち、売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額 × 3か月

※ 上限 50万円（給付は1回限り）

支援金の詳細、申請書等の様式は市ホームページに掲載しています。「鹿児島市 事業継続支援金」で検索または右のQRコードより確認を！



裏面（次ページ）に続きます



8/17以降は新しい様式になっています。

## 申請書類 (注3)

### 1 申請書

次の区分のうち、どちらか1つの様式でご提出ください。

様式第1-1	下記以外の事業者
様式第1-2	・ 白色申告を行っている個人事業者 ・ 2020年1月、2月、3月の新規創業者 ・ 売上実績額の単純な前年比較が困難であることを理由として特例を選択する事業者

### 2 誓約書(様式第2)

### 3 申請書類確認チェックリスト(様式あり)

### 4 確定申告書の写し(税務署の收受日付印または電子申告の受信通知があるもの)

### 5 2020年3月から8月の月間売上台帳等(写し)(注4)

### 6 事業概要がわかるもの(営業許可証、ホームページ、広告チラシ等)

### 7 振込先口座の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(かか)が確認できる部分)

### 8 本人確認書類(運転免許証の写し等) ※個人事業者のみ

★ 申請書類は、すべてA4サイズで統一して下さい。

## 申請期限

2020年 11月30日 (月) まで (消印有効)

## 申請方法

原則 **郵送**

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申請にご理解・ご協力をお願いいたします。

宛先 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市 産業支援課 宛  
※封筒には、宛先のほか「事業継続支援金申請書 在中」とご記載ください

## 問い合わせ先

事業継続支援金専用ダイヤル  
☎ 099-803-8670 (平日8:30~17:15)

(注3) 新しい申請書等は市ホームページからダウンロードできます。また、市役所本庁及び各支所にも置いてあります。必ず「申請要領」をご確認のうえご提出ください。

(注4) 2020年3・4・5・6・7・8月すべての月の売上台帳等の写しが必要です。ただし、第1期(3~5月)の給付を受けた方は、提出済分を省略できます。

## ◇◆◆◇ よくあるご質問 ◇◆◆◇

Q 国の持続化給付金を受給しましたが、申請はできますか？

A 本市の事業継続支援金は、国の持続化給付金の対象とならない売上が20%以上50%未満減少している中小企業者等を支援することを目的としていることから、国の持続化給付金を申請または受給している事業者については、対象となりません。市の制度活用後、国の要件を満たした場合は、国の持続化給付金を申請することができます。

Q 市の事業継続支援金は課税の対象となりますか。

A 事業継続支援金は事業に関連して支給されるものです。国税庁のホームページによると、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税の課税対象とならないと思われます。また資産の譲渡又は役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象にもならないと思われます。

個別の事例につきましては、管轄の税務署や担当の税理士へ個別にお問い合わせください。

このほかのよくあるご質問は、市ホームページの「鹿児島市事業継続支援金Q&A」に掲載していますので、申請書類の準備の参考として、ぜひご確認ください！